

新潟市告示第 2 2 4 号

掲示期間 4.1 - 4.10

新潟勤労者総合福祉センター使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，新潟勤労者総合福祉センター使用料の徴収事務を平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 2 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

徴収を行う場所	徴収事務受託者
新潟市中央区鐘木 1 8 5 番地 1 8 新潟勤労者総合福祉センター	新潟市開発公社・愛宕共同事業体 代表団体 財団法人新潟市開発公社 理事長 富井 信喜